

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
令和4年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を
脱退させ、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組
合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組
合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 1 2 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次の
ように変更する。

別表第1中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第2の1の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表2の項及び3の項
中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に
「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削
り、同表4の項から6の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。